

1. 事業目的

滋賀県内の商工会、商工会議所および滋賀県信用保証協会（以下、保証協会）が連携し、地域の小規模事業者の新たな販路開拓を支援するため、本事業を実施します。商談会の開催を通じて販路開拓の実現を支援するとともに、バイヤー等からの評価を活用した商品改良や、事業者の販売力向上を図ります。

単なる商談機会の提供にとどまらず、経営課題の解決や販路拡大支援、商工会・商工会議所の支援ノウハウの蓄積に加えて、保証協会による信用保証制度を活用した資金調達に関する相談・支援も行います。

また、職員や専門家派遣等による個社支援を通じて、経営計画の策定および実施支援を行い、事業終了後も商工会・商工会議所、保証協会による伴走支援体制を継続します。特に、生産性向上や付加価値の増大を促進することで、物価高騰等の影響を克服し、持続的な質上げを可能とする経営基盤の構築および環境整備を強力に後押しします。実施にあたっては、滋賀県および関係団体と連携し、情報発信や商品評価、バイヤー集客等において協力を得ながら、効果的な事業運営を目指します。

2. 支援対象者

商工会・商工会議所および保証協会が連携し、伴走型で支援する食品製造加工事業者等50事業者を募集します。

50事業者の内訳として各商工会議所1事業者程度とし、残りは商工会支援事業者とします。50事業者を超えて申込がある場合は、提出書類内容を検討し、決定します。

※他社商品を仕入れて小売および卸売する事業者については製造加工事業者の範囲には含まず、今回の事業の対象としません。

※製造施設を有せず、外注加工により製造を行う事業者については、本質的なアイデアを事業者側より出していること、商品の製造や改良に関して事業者側が権利を有していることを条件として対象とします。

3. 事業内容および事業スケジュール

①4月～5月 個別商談会参加事業者募集

販路開拓の意欲を持つ小規模事業者等に対し、商工会・商工会議所および保証協会より個別に説明することにより事業者を募集します。

申込書シート、企業情報シート、FCPシート、商工会・商工会議所および保証協会による支援計画書シート（各支援担当者が作成します。）を作成し、各商工会・商工会議所、保証協会に取りまとめて、5月26日（火）までに「個別商談会申込書」を滋賀県商工会連合会経営支援課宛にメールにて提出願います（ml_shien@shigasai.net）。

なお、商談スケジュールは7月中旬頃に決定する予定です。

②5月 事前セミナー

日 時：令和8年5月20日（水）14時～15時30分（予定）

会 場：オンライン（Zoom）（予定）

内 容：FCP シートの重要性、FCP シートを通じて、自社や商品の説明ができるよう
に整理する意識付けを目的としたセミナーとなります

講 師：リッキービジネスソリューション株式会社

その他：希望者には後日 FCP シートの添削支援を行います

③6月～7月 事前個社支援

個別商談会に出展する全ての支援対象事業者に対し、支援担当者による事前支援は必ず行っていただきます。また、希望者には商工会・商工会議所それぞれの制度に基づき、専門家派遣を活用していただき、準備状況や目標設定についてのヒアリング、デザイン等の商品改良や営業方法等に関する個社支援を実施します（2時間程度を想定）。

この際、生産性向上による収益力の強化やコストの適切な価格転嫁など、持続的な賃上げに向けた原資確保や経営環境の整備に関する助言・支援も併せて実施します。

④7月 個別商談会開催

「滋賀のちいさな企業 食の個別商談会（仮称）」を開催します。事前に来場バイヤーと参加事業者のマッチングを図り、スケジュールを組みます（1商談25分）。

商談スタイルは、参加事業者（売り手企業）が自社のテーブルに座り、バイヤー企業（買い手企業）がスケジュールに応じて、各テーブルを回るスタイルで実施します。

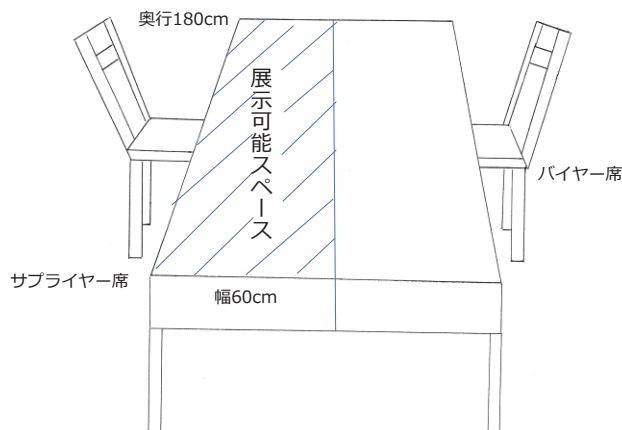
つきましては、参加事業者は自社のテーブル上における装飾は可能としますが、各テーブルには電源は付属しておりませんので、ご了承ください。

日 時：令和8年7月29日（水）10：30～16：30（予定）

会 場：びわ湖大津プリンスホテル 3階 プリンスホール

来 場：個別商談会参加バイヤー35社程度（予定）

<商談テーブルイメージ図>



<商談スケジュール（案）>

商談①	10:30- 10:55
商談②	11:05- 11:30
商談③	11:40- 12:05
昼休憩	12:10- 13:10
商談④	13:15- 13:40
商談⑤	13:50- 14:15
商談⑥	14:25- 14:50
商談⑦	15:00- 15:25
商談⑧	15:35- 16:00
商談⑨	16:05- 16:30

※参加事業者数によっては、商談件数が少なく可能性があります。

⑤8月～10月 事後個社支援

個別商談会終了後も全ての事業者に対し、支援担当者による事後支援も必ず行っていただきます。個別商談会の成果のヒアリングを行うとともに、課題の整理や今後の販路開拓計画、資金調達計画を事業者、商工会・商工会議所および保証協会の支援担当者と

ともに検討します。必要に応じて、商工会・商工会議所の制度に基づく専門家派遣を活用し、具体的な改善や方向性の検討に対する支援も行います。

4. 事業実施における留意点

※会場内での調理（裸火禁止）をすることは可能ですが、電源の容量にも限りがありますので、極力、調理不要または調理済みの物を持ち込み下さい。また、衛生管理には十分ご注意くださいようお願いいたします。

※商談会に関する事業者および支援担当者の参加に係る交通費は、事業費からの負担はできません、またチラシ・パンフレット配布、試食配布等商談会経費についても事業者においてご負担いただきますのでご了解願います。